

第1部 総論

第1章

計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

近年、障がい者の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方をはじめ、介護、介助職員の不足や重度障がい者（児）への支援等、障がい者（児）を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、5類移行後も、障がい者（児）への支援施策において、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

◆地域での生活支援を充実するための法律の動き

そのような中、平成30年4月に「障害者総合支援法※1」及び「児童福祉法」それぞれの改正法の施行により、障がい者（児）の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設等が進められました。また、医療的ケア児への支援や障がいのある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「市町村障害児福祉計画」の策定も定められました。

◆合理的配慮や意思疎通支援等に関する法律の施行

令和3年5月には「障害者差別解消法※2」が改正され、事業者による障がい者（児）への合理的配慮の提供が義務化されたことなどをはじめ「医療的ケア児支援法※3」の施行等、障がい者（児）への支援に関する法制度の改正等が進められています。

令和4（2022）年5月には、障がい者（児）における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※4」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

◆「障害者基本計画（第5次）」の策定

さらに、令和5年3月には、障がい者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※3 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

※4 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

2 計画の位置づけ

「新居浜市第7期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、国の指針に基づき障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する方策を示します。

■市町村障害福祉計画の法律上の根拠

障害者総合支援法 第88条第1項・第2項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

「新居浜市第3期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」であり、国の指針に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する方策を示します。

■市町村障害児福祉計画の法律上の根拠

児童福祉法 第33条の20第1項・第2項

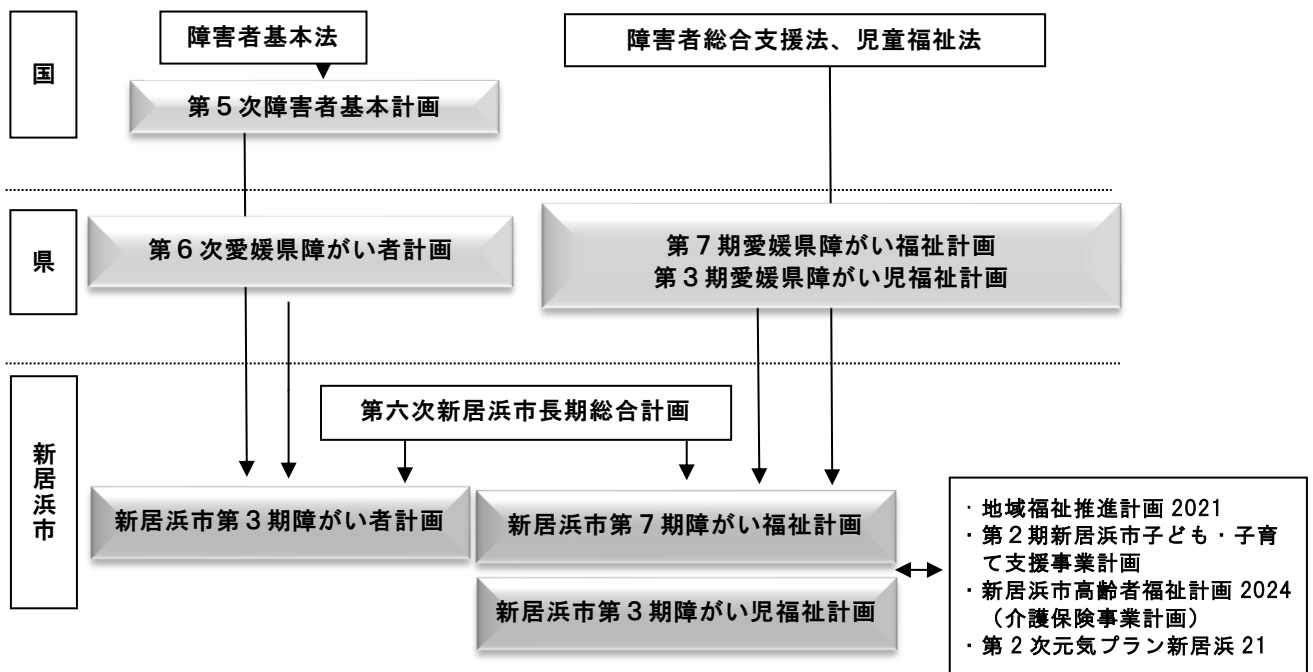
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

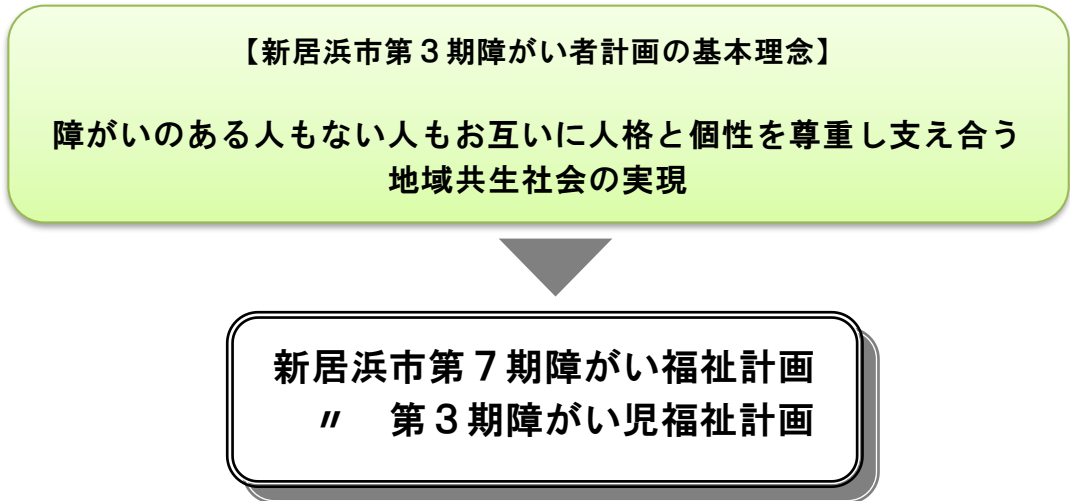
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

本計画は、「第六次新居浜市長期総合計画」の障がい福祉分野における個別計画として位置づけられ、「新居浜市地域福祉推進計画 2021」、「新居浜市高齢者福祉計画 2024（介護保険事業計画）」、「第2次元気プラン新居浜 21」、「第2期新居浜市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する計画との整合性を図り、県の計画も踏まえたものとしします。

■ 国・県計画との関連 ■



また、本計画は、「新居浜市第3期障がい者計画」における基本理念「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現」の実現に向けて、障がい者及び障がい児が日常生活又は社会生活を自立して営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや支援を地域において計画的に提供できる社会づくりを目指すものです。



3 計画の期間

各計画の計画期間は次のとおりです。

平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
第2期障がい者計画			第3期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

4 計画の留意点

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（以下「基本指針」という。）」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、市町村が障がい福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものとされています。今般、都道府県及び市町村が第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項である基本指針が令和5年5月に改正されました。

主な改正内容は、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援、一元的な障害福祉サービスの実施及び地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組、障がい児の健やかな育成のための発達支援、障がい福祉人材の確保・定着及び障がい者の社会参加を支える取組の定着等が示されており、これら改正内容に対応した計画づくりが必要です。

5 計画の対象

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいの人等です。

第2章

新居浜市の現状

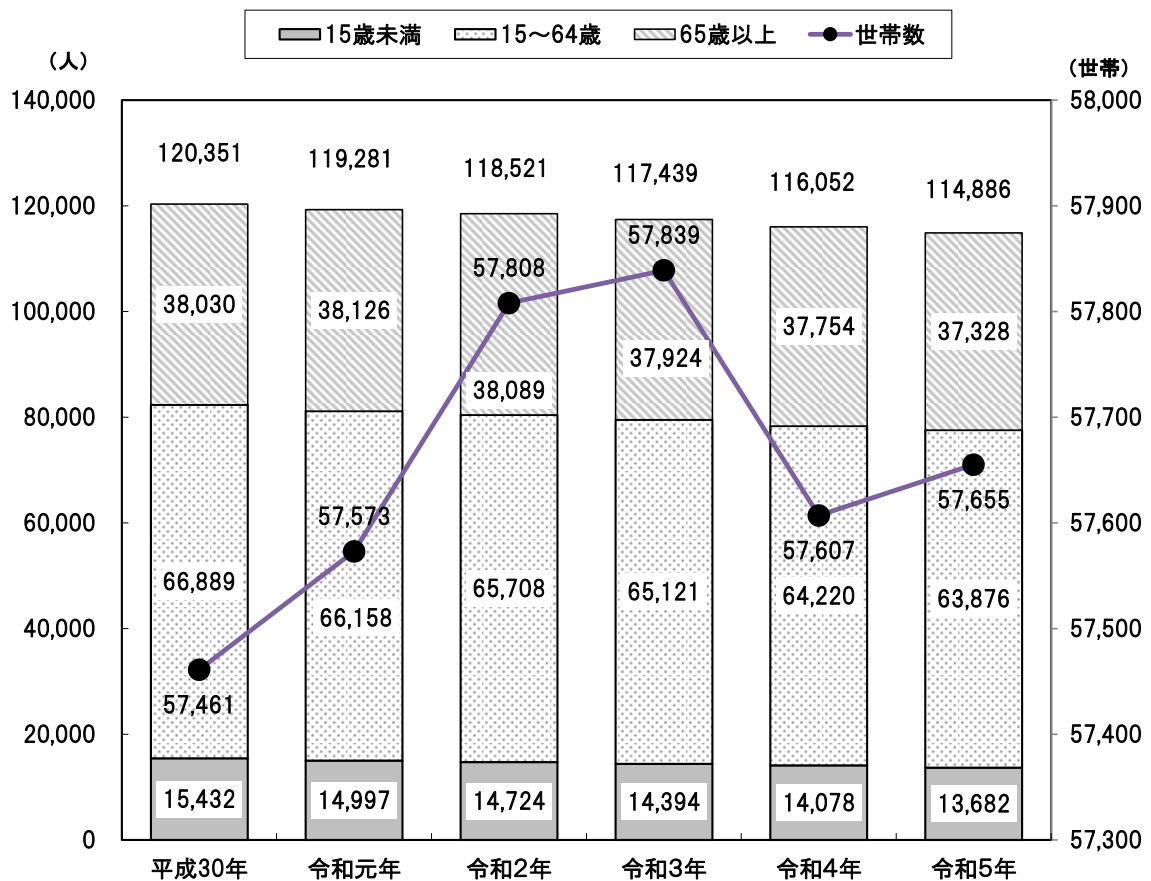
1 総人口及び世帯数の推移

人口の推移をみると、本市の総人口は緩やかな減少傾向で推移し、令和5年4月1日現在では114,886人となっています。

年齢3階級別の推移をみると65歳以上人口は令和元年から、15～64歳人口、15歳未満人口は平成30年から減少しています。

また、世帯数は、令和3年をピークに一旦減少し、令和5年4月1日現在57,655世帯と若干持ち直しています。

■ 人口及び世帯数の推移 ■



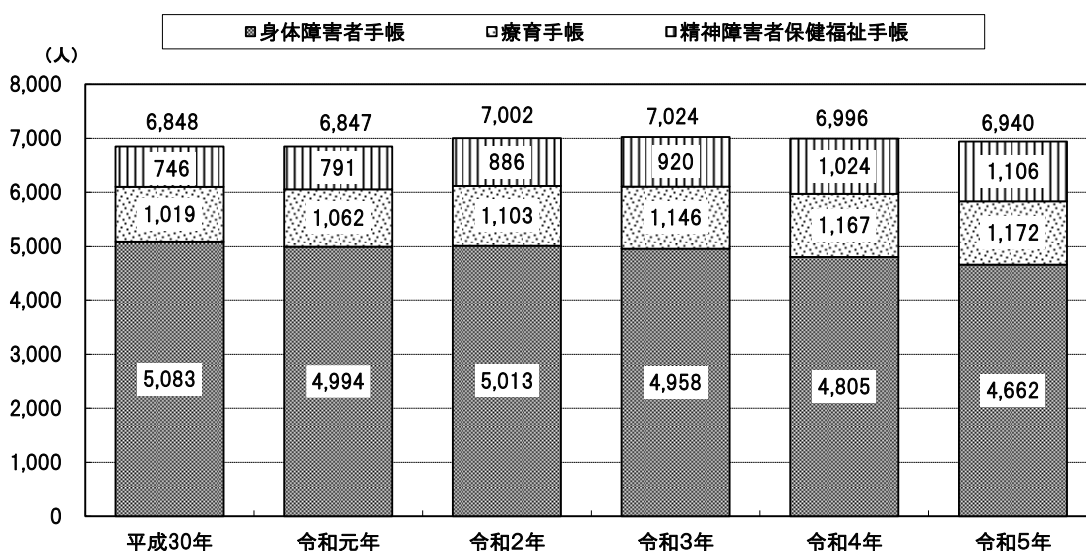
資料：住民基本台帳 各4月1日現在

2 障がいのある人の動向

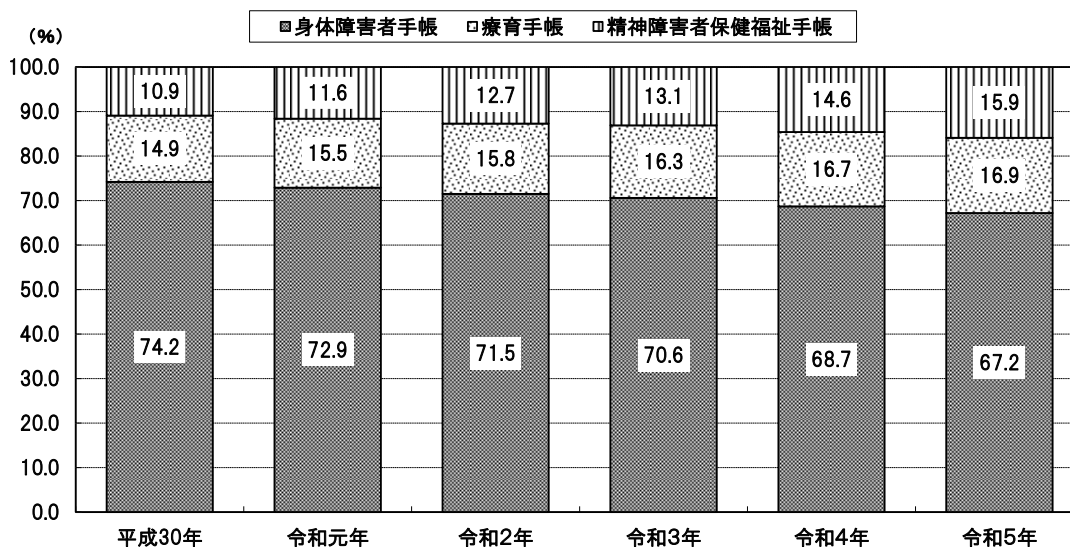
1 障害者手帳所持者の推移

本市における障害者手帳所持者数は、令和5年現在の身体障がい（身体障害者手帳所持者）が4,662人で平成30年と比較して421人（8.3%）の減、知的障がい（療育手帳所持者）は1,172人で153人（15.0%）の増、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者）は1,106人で360人（48.3%）の増となっております。このため構成比でも、身体障がいの割合が減少し、知的障がい、精神障がいの割合が増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の動向 ■



■ 障害者手帳所持者数の動向（構成比） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

2 3 障がい種類別の年齢構成

年齢区別の構成をみると、身体障がいのある人では18歳以上が圧倒的多数で、4,662人中4,571人と98%を占めています。また、手帳所持者数が減少となっていますが、これも18歳以上の減少によることがわかります。

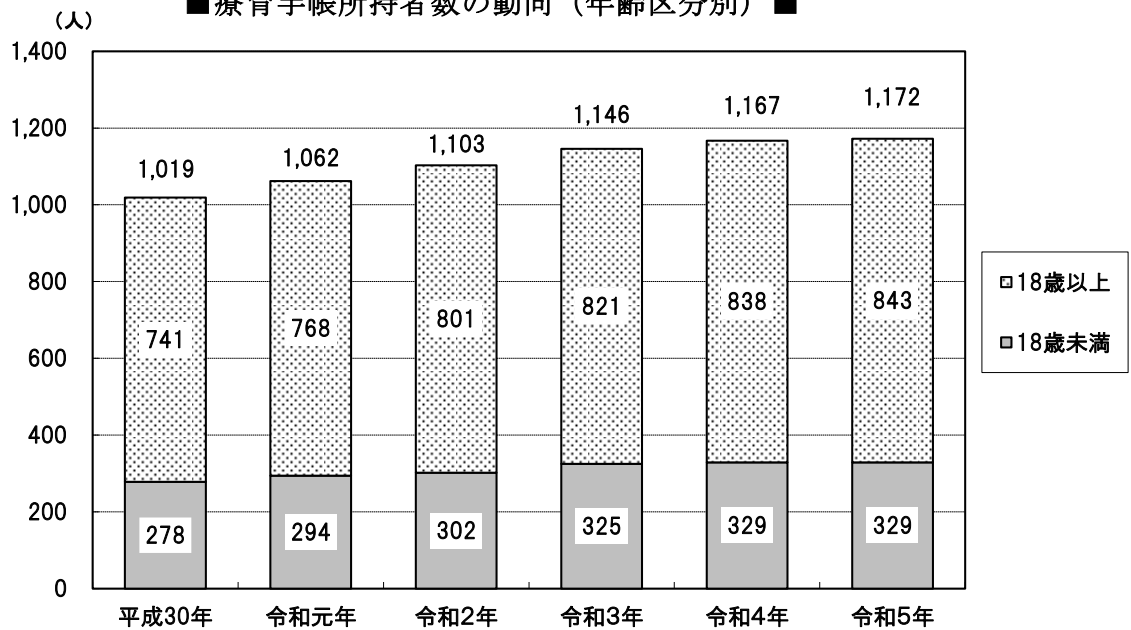
■ 身体障害者手帳所持者数の年齢別交付状況 ■

年齢区分	人数		割合		(参考)令和2年	
					人数	割合
0歳～17歳	91	91	2.0%	2.0%	96人	1.9%
18歳～29歳	82	953	1.8%	20.4%	81人	1.6%
30歳～59歳	624		13.3%		657人	13.1%
60歳～64歳	247		5.3%		280人	5.6%
65歳～69歳	352		7.6%		460人	9.2%
70歳以上	3,266	3,618	70.0%	77.6%	3,439人	68.6%
計	4,662	4,662	100.0%	100.0%	5,013人	100.0%

資料：地域福祉課(令和5年4月1日現在)

知的障がいのある人では、18歳以上、18歳未満でそれぞれ増加がみられます。18歳未満に増加がみられることから新規申請者数が増加していることがわかり、また、18歳以上や全体の増加状況から療育手帳所持者の高齢化の影響がうかがえます。

■ 療育手帳所持者数の動向（年齢区別） ■

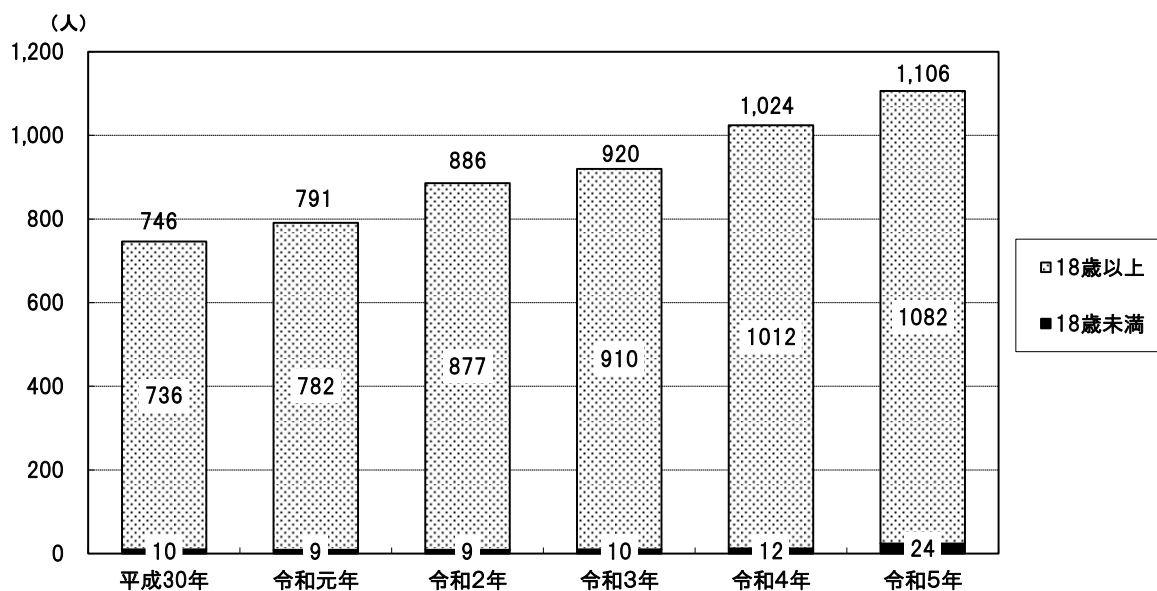


資料：地域福祉課(各年4月1日現在)

精神障がいのある人では、18歳以上の増加が顕著となっています。

社会人になってから発達障がいと診断されるケースの増加や効率化を求める社会構造その他の影響が考えられます。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向（年齢区分別） ■



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

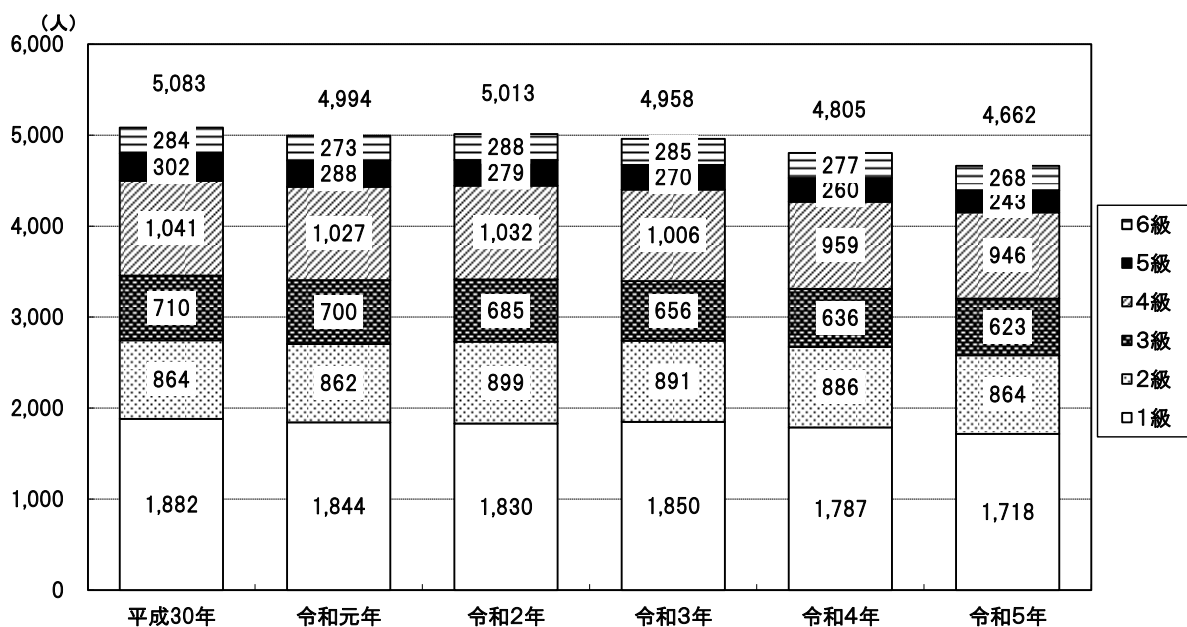
3 3障がい種類別の等級別構成

身体障がいのある人は、令和5年4月1日現在で「1級」が1,718人と最も多く、次いで「4級」が946人となっています。

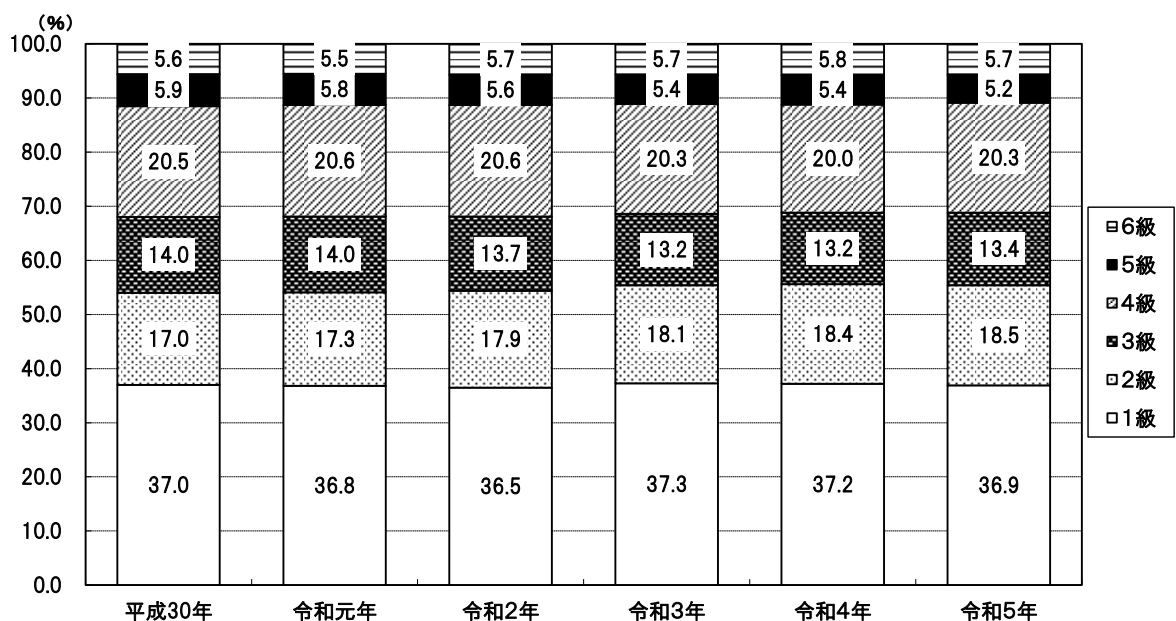
平成30年からの推移をみると、どの等級も減少傾向にあります。

また、構成比をみても、全体的に減少していることから、特に大きな変化はみられません。

■ 身体障がいのある人の等級別構成 ■

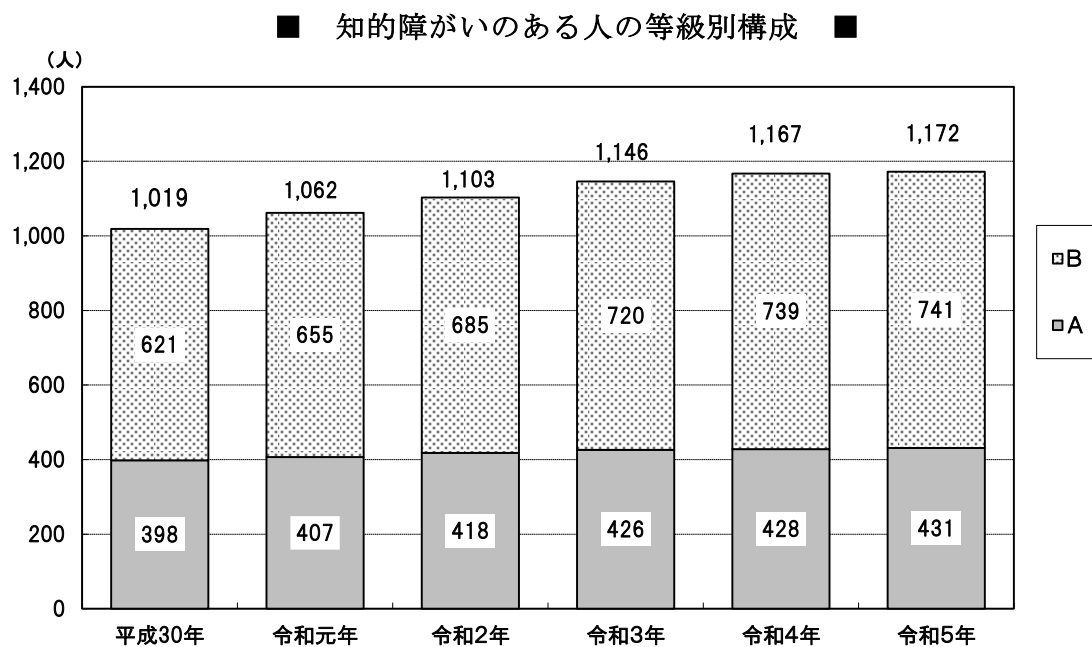


■ 身体障がいのある人の等級別構成（構成比） ■



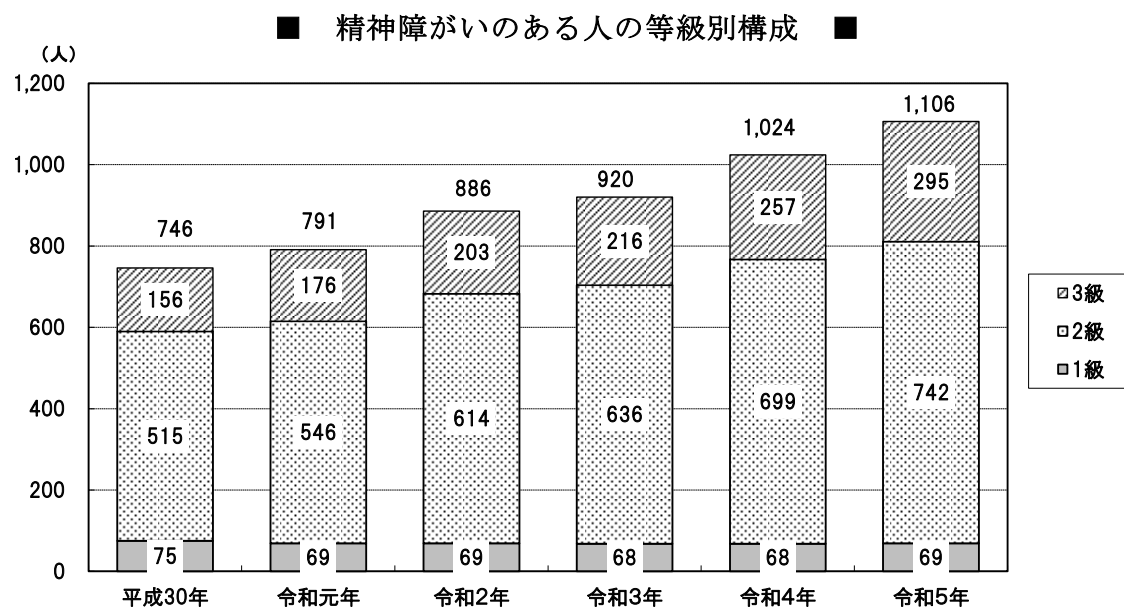
資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

知的障がいのある人では、「A」が431人、「B」が741人となっています。
平成30年からの推移をみると、「A」、「B」いずれも増加しています。



資料：地域福祉課(各年4月1日現在)

精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳の所持者）は、平成30年からの
推移をみると、等級別には「1級」は横ばい、「2級」、「3級」は増加しています。

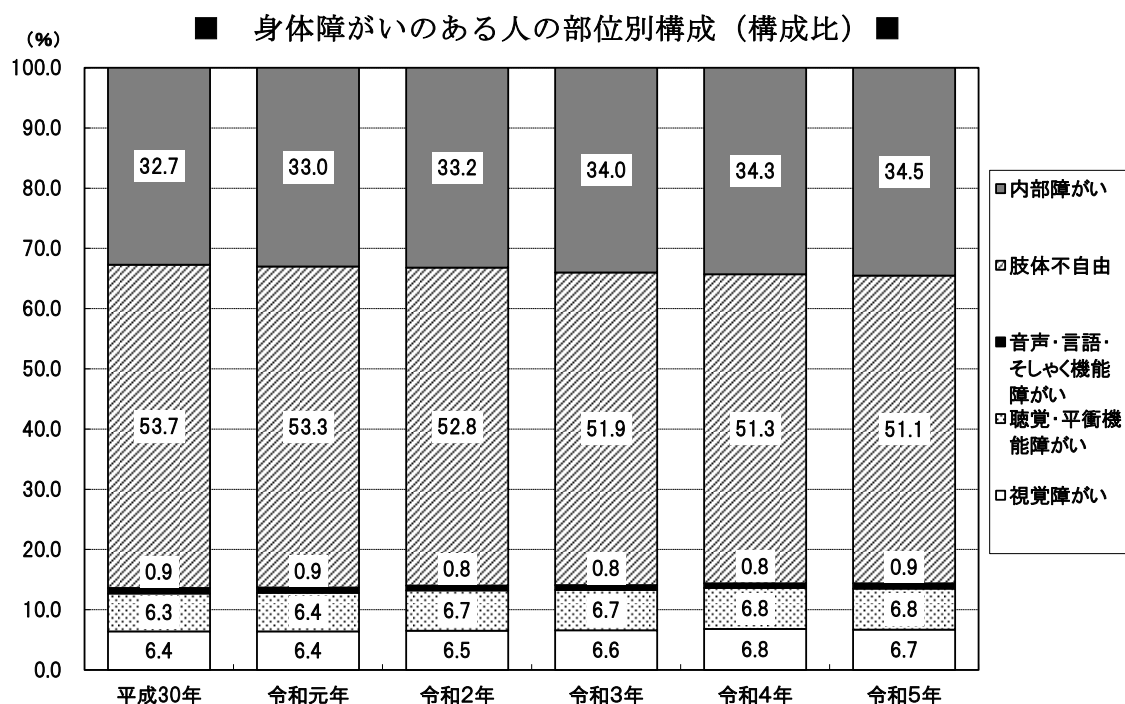
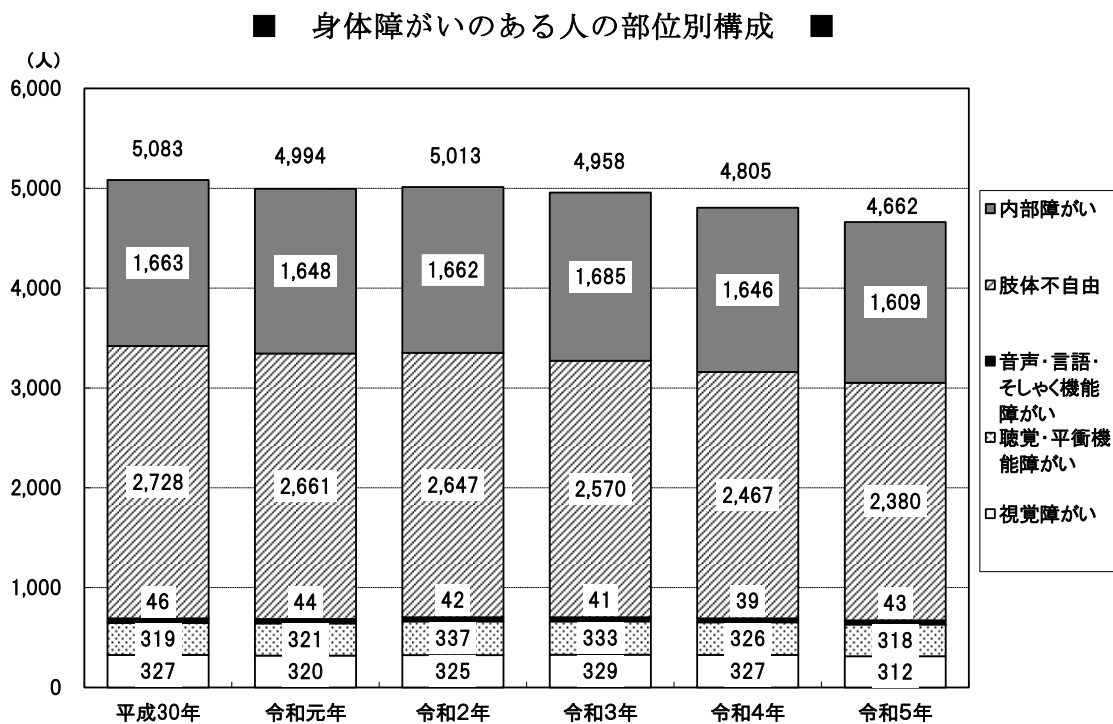


資料：地域福祉課(各年4月1日現在)

4 身体障がいのある人の部位別構成

身体障がいのある人の部位別構成では、令和5年4月1日現在では「肢体不自由」が2,380人と最も多く、次いで「内部障がい」が1,609人となっています。

平成30年からの推移でみると、全体的に横ばいか減少傾向となっています。構成比をみると、「内部障がい」の割合が増加傾向にあります。



資料：地域福祉課（各年4月1日現在）

部位別、年齢別、級別内訳をみると、18歳以上の「肢体不自由」が2,330人と最も多く、次いで18歳以上の「心臓機能障がい」が979人となっています。

■ 身体障がいのある人の部位別、年齢別、級別内訳 ■

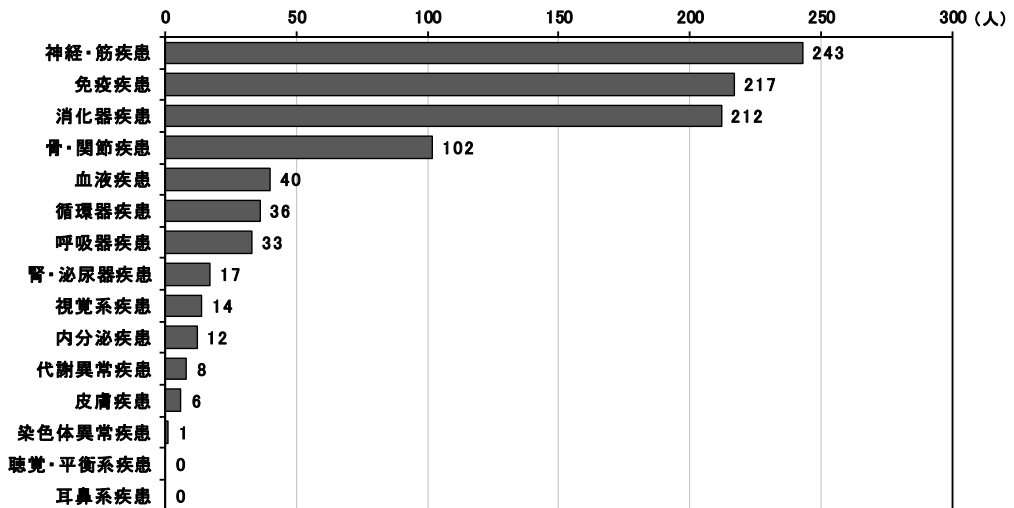
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	87	124	21	23	43	13	311
聴覚障がい	18歳未満	0	7	0	0	1	8	16
	18歳以上	17	66	28	48	2	141	302
音声障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	2	20	20	0	0	43
肢体不自由	18歳未満	30	10	7	2	1	0	50
	18歳以上	513	633	324	558	196	106	2,330
心臓機能障がい	18歳未満	10	0	6	3	0	0	19
	18歳以上	686	8	194	91	0	0	979
腎臓機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	335	0	2	2	0	0	339
呼吸器機能障がい	18歳未満	1	1	1	0	0	0	3
	18歳以上	19	2	9	8	0	0	38
膀胱・直腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	1	2	8	182	0	0	193
小腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	0	2	0	0	3
免疫機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	7	2	4	0	0	17
肝臓機能障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	11	2	1	2	0	0	16
内部障がい	計	1,069	22	223	295	0	0	1,609
小計	18歳未満	43	18	14	6	2	8	91
	18歳以上	1,675	846	609	940	241	260	4,571
合計		1,718	864	623	946	243	268	4,662

資料：地域福祉課（令和5年4月1日現在）

5 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

令和3年11月1日から指定難病は338疾病までに拡大しています。
本市における令和5年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 ■ （総数 941人）

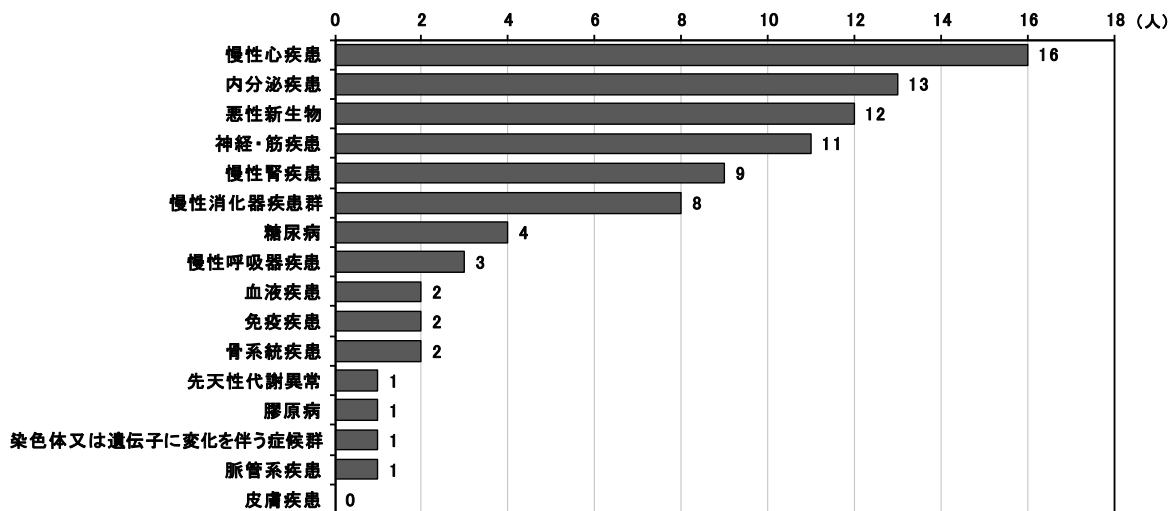


※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は疾患群ごとに計上 令和5年3月31日現在

6 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数

令和3年11月1日から適用されている疾病は788までに拡大しています。
本市における令和5年3月31日現在の受給者証所持者は、次のとおりとなっています。

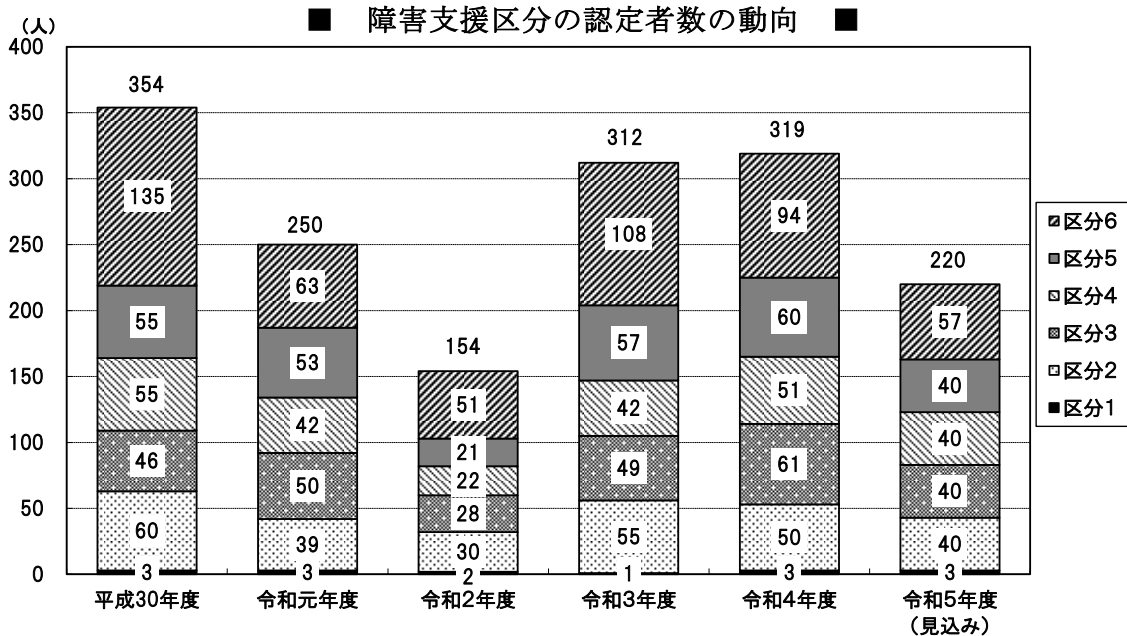
■ 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数 ■ （総数 86人）



※疾患群別の所有者であり、重複疾患がある場合は各疾患群ごとに計上 令和5年3月31日現在

7 障害支援区分の認定者数

障害福祉サービスを利用する場合に認定が必要な障害支援区分の認定者は、3年に一度施設入所支援者の認定が必要となるため、各集計年度によって変動があります。令和5年度の見込みは220人となっています。



資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

8 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療(更生医療)は、18歳以上の身体障がい者で一定の所得未満の人に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障がいの程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療(育成医療)は、18歳未満の身体上の障がいを有する児童が指定医療機関において受けた医療に要する医療費を支給します。

自立支援医療(精神通院医療)は、精神疾患で、通院による精神医療を受け続ける必要がある人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

本市の自立支援医療受給者数については次のとおりとなっています。

■ 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)受給者数の推移 ■

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	369	372	374	405	404	406
育成医療	21	16	8	13	11	7
精神通院医療	1,857	1,874	1,878	1,897	2,056	2,102

資料:地域福祉課(各年4月30日現在)

3 保育・教育環境の状況

障がい児には、発育過程において障がいの種類や程度に応じたいろいろな療育・教育の場があります。

本市における障がい児の療育、通園・通学状況は次のとおりです。

■ 18歳未満の障がい児の年齢層の内訳 ■

(単位:人)

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障がい児	14	54	23	91
知的障がい児	34	226	87	347

資料:地域福祉課(令和5年4月1日現在)

※身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

※両手帳を所持する児童は、身体障がい児及び知的障がい児のいずれの人数にも計上しています。

■ 0～5歳児の児童発達支援利用状況 ■

(単位:人)

	医療型児童発達支援	福祉型児童発達支援	計
利用児実績	0	90	90

資料:地域福祉課(令和5年4月1日現在)

※身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持していないが、支援を必要とする児童を含みます。

■ 就学前の幼児のための相談・教室等の実施状況(療育等も含む) ■

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ことばの教室(登録人数)	126	130	99	83	95
ことばの教室(延人数)	1,180	1,455	1,000	734	887
育ちの教室(登録人数)	66	65	55	51	43
育ちの教室(延人数)	753	1,003	579	550	468
巡回相談(保育園+幼稚園)	139	156	191	197	199
総合相談(延人数)	611	758	835	635	920
発達検査(発達支援課)	101	112	92	71	96
フォローアップ教室 (にこにこクラブ)(延人数)	140	68	68	83	80
発達相談・発達検査 (保健センター)	192	162	131	141	205

資料:発達支援課・保健センター(各年4月1日現在) ※各年度内(4/1～翌3/31)の実績値

■ 小学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	児童数		
				低学年	高学年	計
特別支援学級	知的障がい	16	20	50	43	93
	自閉症・情緒障がい	15	33	82	112	194
	難聴	4	4	0	5	5
	弱視	1	1	0	1	1
通級指導教室	言語障がい	1	1	4	3	7
	自閉症	2	2	11	19	30
	LD	2	2	5	11	16

令和5年5月1日現在

■ 中学校における障がい児の通学状況 ■

(単位:人)

		学校数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	10	10	34
	自閉症・情緒障がい	10	17	83
	難聴	2	2	2
	肢体不自由	1	1	1
通級指導教室	言語障がい	0	0	0
	自閉症	0	0	0
	LD	1	1	11
	ADHD	1	1	6

令和5年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	19	11	19	49
男	68	37	84	189
女	25	20	37	82
計	93	57	121	271

令和5年5月1日現在

■ 新居浜特別支援学校川西分校 ■

(単位:人)

	小学部	中学部	高等部	計
学級数	10	3	4	17
男	17	6	6	29
女	10	1	6	17
計	27	7	12	46

令和5年5月1日現在

4 雇用・就労の状況

愛媛労働局の統計による民間企業における障がい者雇用数及び実雇用率、障害者就業・生活支援センターの利用状況と登録者・就労者の各状況は、次のとおりです。

■ 公共職業安定所における障がい者雇用者数及び実雇用率等 ■

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
公共職業安定所管内 企業の障がい者雇用率	2.92%	3.12%	3.09%	3.02%	3.21%
対象となる障がい者 雇用総数	456.5 人	485.5 人	494.5 人	503.0 人	516.5 人
対象企業数	88 社	86 社	92 社	99 社	96 社
法定雇用率達成企業数 (達成企業割合)	48 社 (54.5%)	49 社 (57.0%)	46 社 (50.0%)	45 社 (45.5%)	46 社 (47.9%)

※平成 30 年～令和 2 年までは 45.5 人以上規模、令和 3 年以降は 43.5 人以上規模の企業
数値は各年6月1日付で調査

■ 障害者就業・生活支援センターの状況 ■

(単位:人)

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録者	身体障がい者	122	136	145	134	141	141
	知的障がい者	227	249	277	280	294	296
	精神障がい者	171	202	226	220	241	246
	その他※	89	95	104	91	99	100
	合 計	609	682	752	725	775	783
登録廃止		0	0	0	30	62	1
新規登録		68	74	68	66	50	8
実習		49	40	45	37	52	8
就労者	身体障がい者	11	9	12	6	9	5
	知的障がい者	19	16	14	10	21	9
	精神障がい者	20	16	26	16	21	5
	その他※	6	7	7	8	10	5
	合 計	56	48	59	40	61	24

※登録者及び就労者の「その他」は、手帳のない発達障がい者・高次脳機能障がい・難病・診断のみで
手帳がない方、又は手帳取得予定の方です。

資料:地域福祉課(各年4月1日現在) ※令和5年は5月末現在

5 経済的支援受給者の状況

手当等の各種支援受給者の状況は、次のとおりです。

■ 手当等の各種支援受給者の状況 ■

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当 受給者数	128	125	124	123	129	135
障害児福祉手当 受給者数	88	89	83	84	84	79
特別児童扶養手当 受給者数	278	284	292	297	309	333
心身障害者扶養 共済制度加入者数	68	63	58	58	47	46
心身障害者扶養 共済制度受給者数	107	104	107	103	108	101

資料: 地域福祉課(各年4月30日現在)

第3章

実態調査の概要

1 アンケート調査の概要

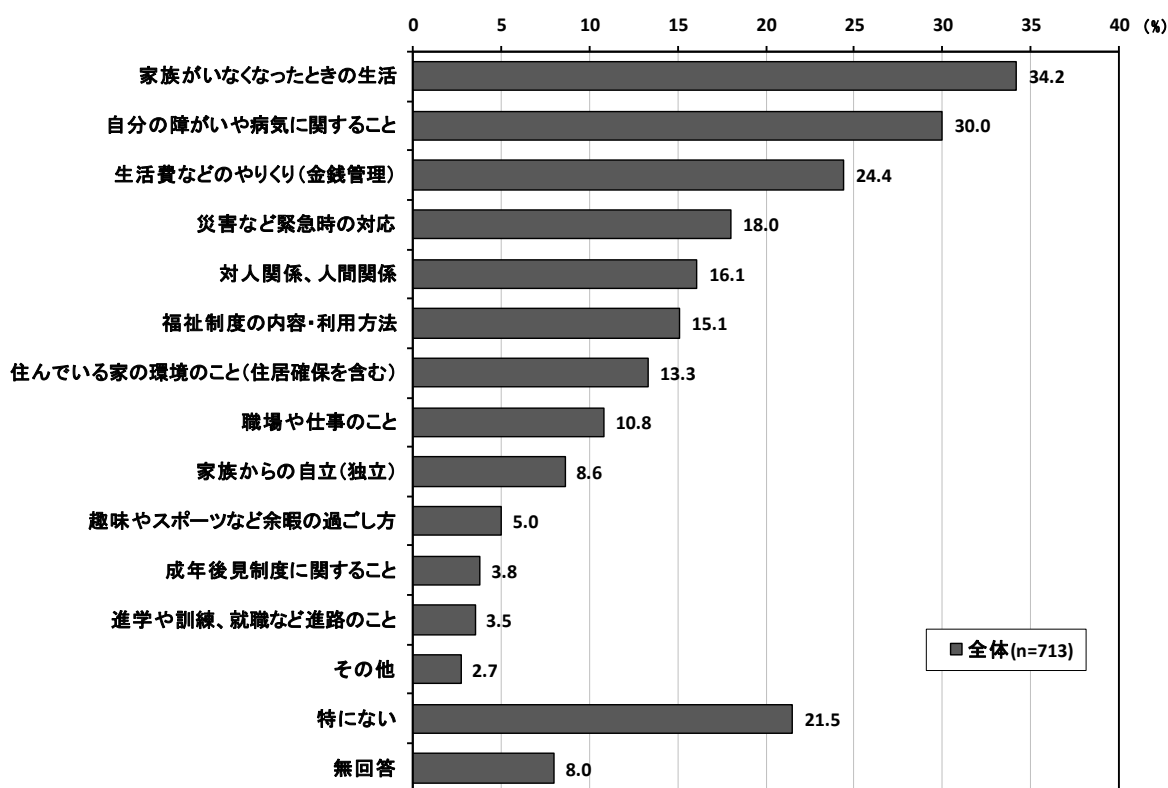
障がいのある人の生活や障害福祉サービスなどの利用状況等を把握するために、アンケート調査を行いました。

市内在住の障害者手帳を所持している人から 1,771 人を無作為に抽出して調査票を郵送し、713 人（有効回答率 40.3%）、障がいのある児童や発達に関する不安のある児童の中から 229 人を無作為に抽出して調査票を郵送し、102 人（有効回答率 44.5%）の回答を得ました。

アンケートの回答から、次のようなことがみえてきました。

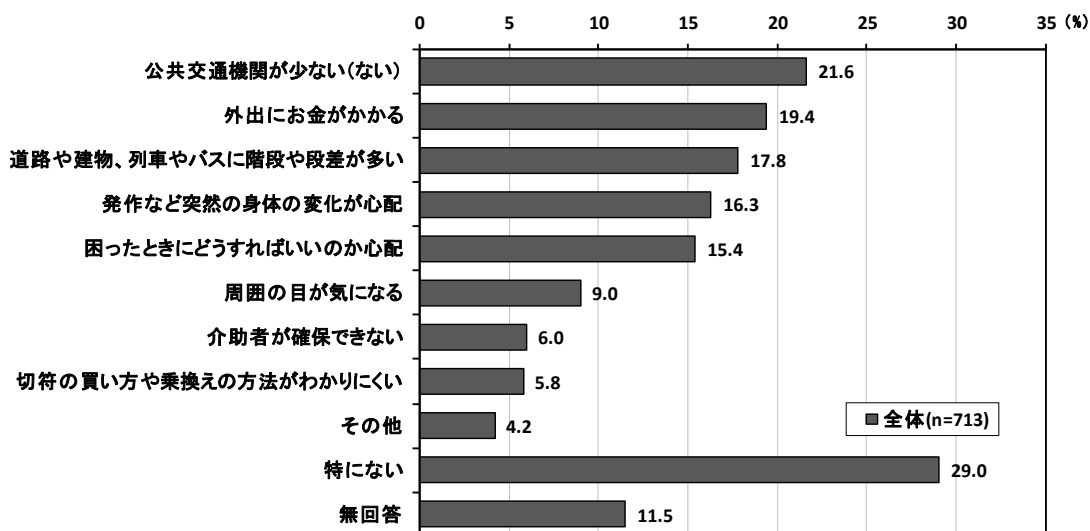
■ 今、悩んでいることや、わからずに困っていること ■

悩んでいることや困っていることとしては、「家族がいなくなったときの生活」が 34.2%と最も多くなっています。次いで「自分の障がいや病気に関すること」、「生活費などのやりくり（金銭管理）」、「災害など緊急時の対応」となっています



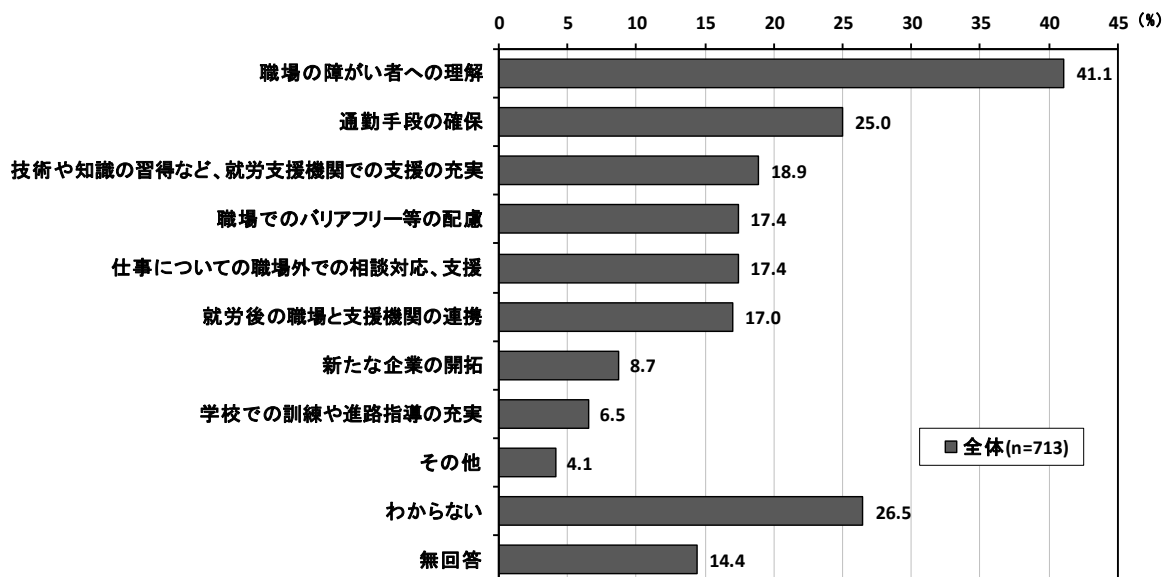
■ 外出するときに困ること ■

外出する時に困ることとしては、「公共交通機関が少ない(ない)」をはじめとして、「外出にお金がかかる」、「道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い」、「発作など突然の身体の変化が心配」、「困ったときにどうすればいいのか心配」などが多くあり、障がいのある人にも利用しやすい公共交通機関とバリアフリー化の促進が大切です。



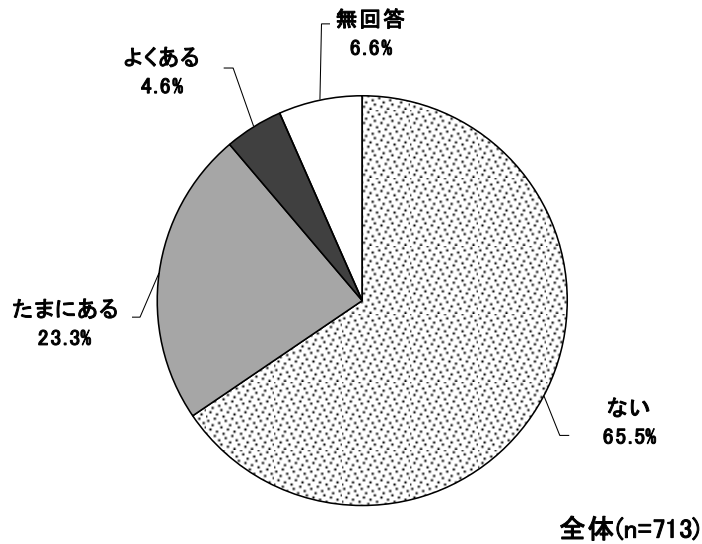
■ 障がい者の就労支援として今後重要なこと ■

障がい者の就労支援として今後重要なこととしては、「職場の障がい者への理解」が41.1%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」、「職場でのバリアフリー等の配慮」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」、「就労後の職場と支援機関の連携」などが多くなっています。



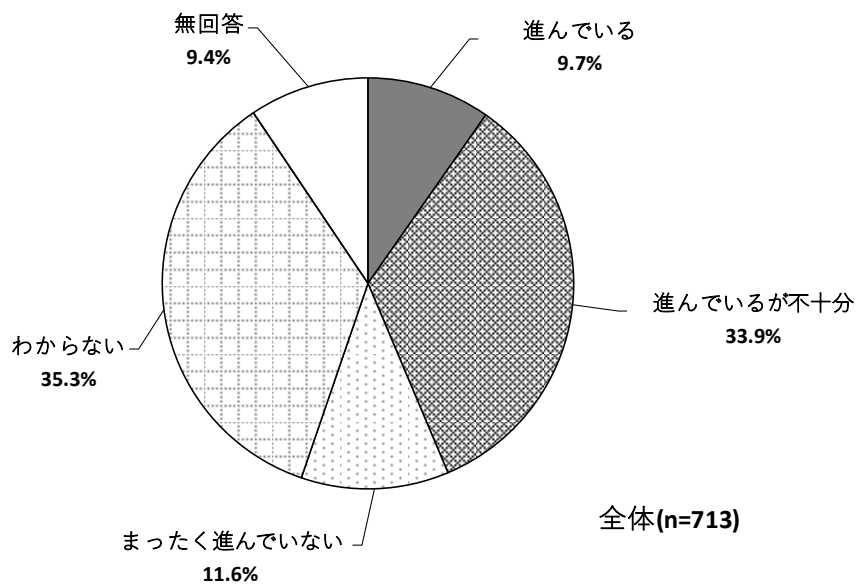
■ 障がいを理由に差別された経験 ■

障害者差別解消法が施行された平成 28 年 4 月から今までに、障がい等を理由に差別されたり、いやな思いをした経験についてみると、「よくある」「たまにある」を合わせて 3 割弱が差別を受けた経験をもっています。



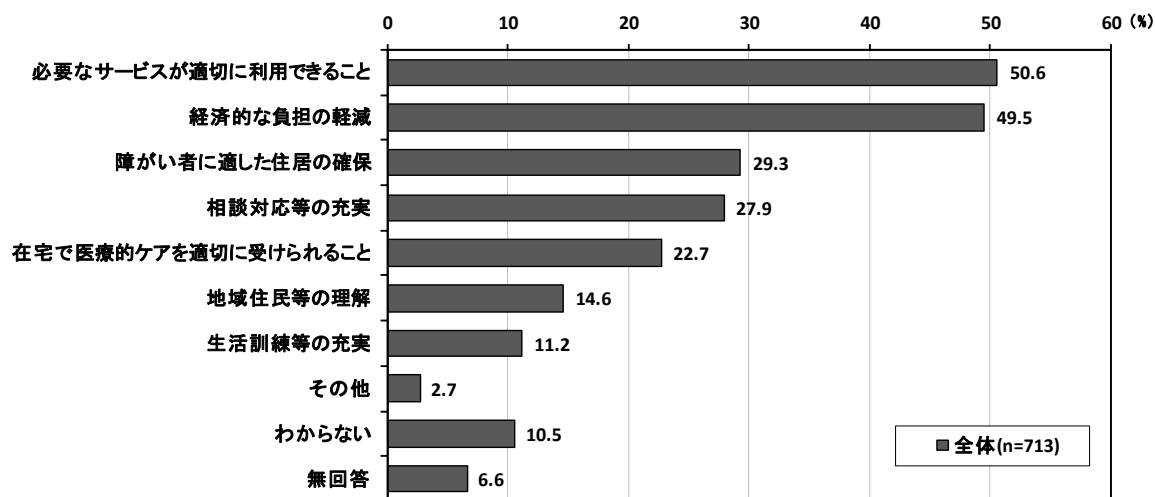
■ 障がいのある人への理解 ■

また、障がいのある人への理解について、「進んでいる」は 9.7%にとどまっており、「進んでいるが不十分」が 33.9%、「まったく進んでいない」が 11.6%となっており、障がいに対するより一層の理解の促進が必要です。



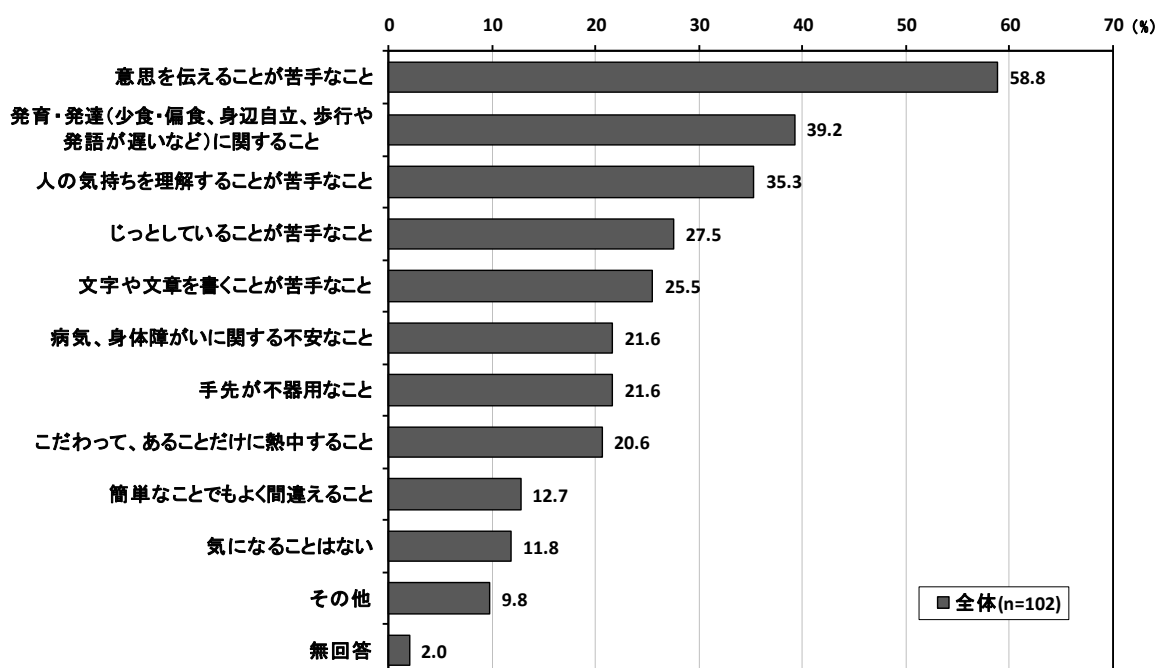
■ 地域で生活するために必要な支援 ■

地域で生活するために必要な支援としては、「必要なサービスが適切に利用できること」(50.6%)、「経済的な負担の軽減」(49.5%)の2つが多くなっています。



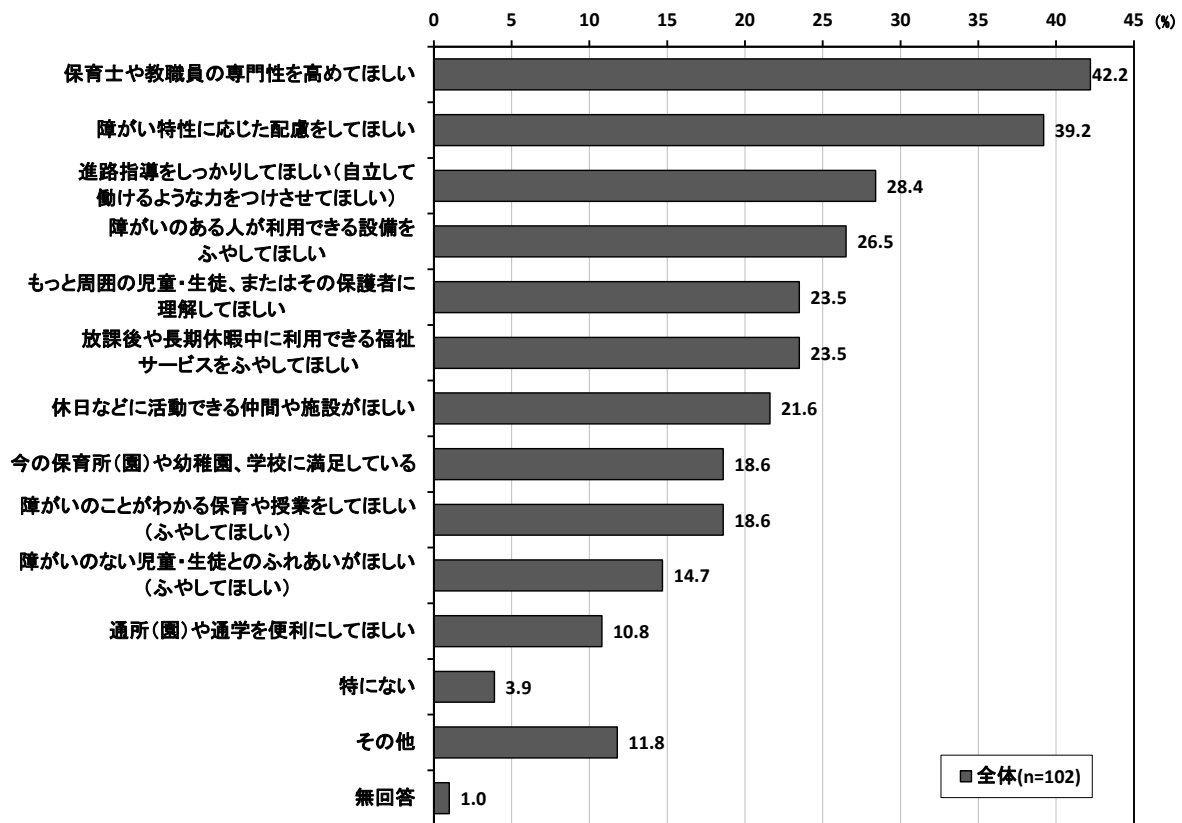
■ 発育・発達に関して気になること ■

障がいのある児童の発育・発達に関することで、気になることとしては、「意思を伝えることが苦手なこと」が58.8%と最も多く、次いで「発育・発達(少食・偏食、身辺自立、歩行や発語が遅いなど)に関すること」、「人の気持ちを理解することが苦手なこと」、「じっとしていることが苦手なこと」、「文字や文章を書くことが苦手なこと」となっています。



■ 保育や教育で今後必要なこと ■

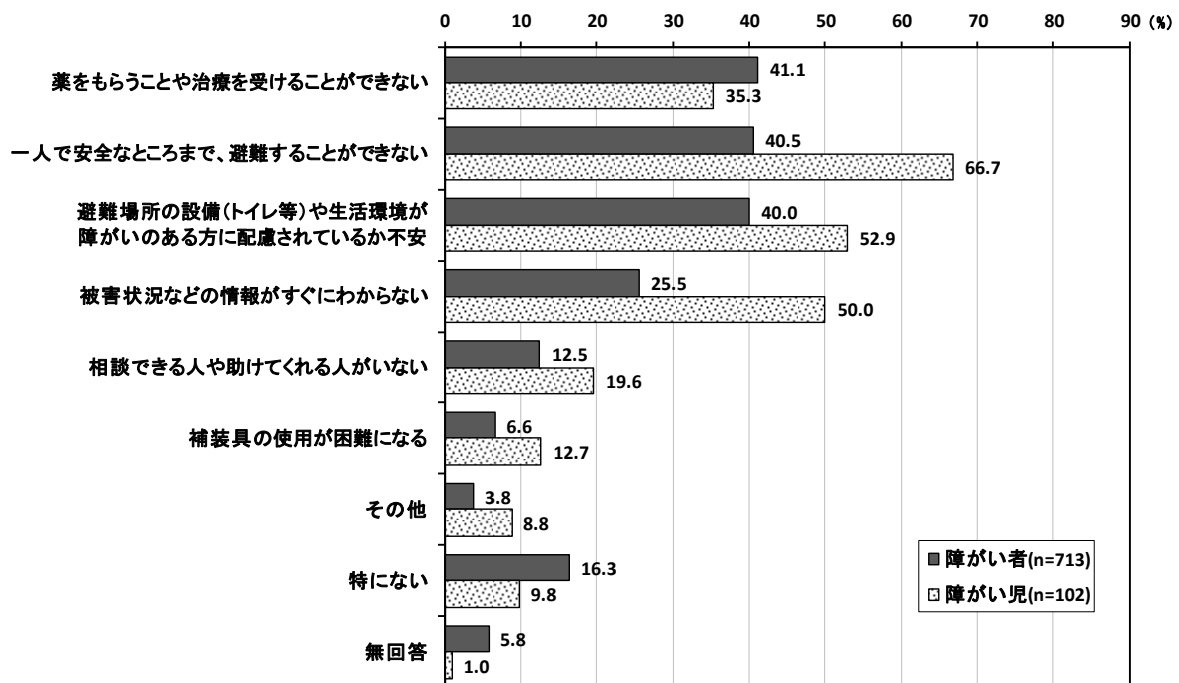
今後の保育や教育に必要なこととしては、「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」が42.2%と最も多く、次いで「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」、「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」、「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」となっています。自立に向けた指導の充実や資質の向上、周囲の理解が求められています。



■ 地震等の災害時に困ること ■

地震等の災害時に困ることとしては、障がい者は、「薬をもらうことや治療を受けることができない」、「一人で安全なところまで、避難することができない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が障がいのある方に配慮されているか不安」が並んでいます。障がい児では、「一人で安全なところまで、避難することができない」が最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が障がいのある方に配慮されているか不安」、「被害状況などの情報がすぐにわからない」となっています。

安全なところまでの避難に加えて、避難場所の設備や生活環境、被害状況などの情報の周知なども、障がいのある人が避難するときの大きな課題となっています。地震等の発生時に一般的に求められる「自助」の段階に関して、地域ぐるみで支援を考える必要があります。



2 事業所・団体等調査結果の概要

新居浜市内の事業所・団体等に対し、アンケート調査（令和5年8月1日～令和5年8月22日）を行いました。

障がい福祉サービスを提供する事業所は31法人52事業所から回答を得ました。

相談支援事業所は8事業所から回答がありました。

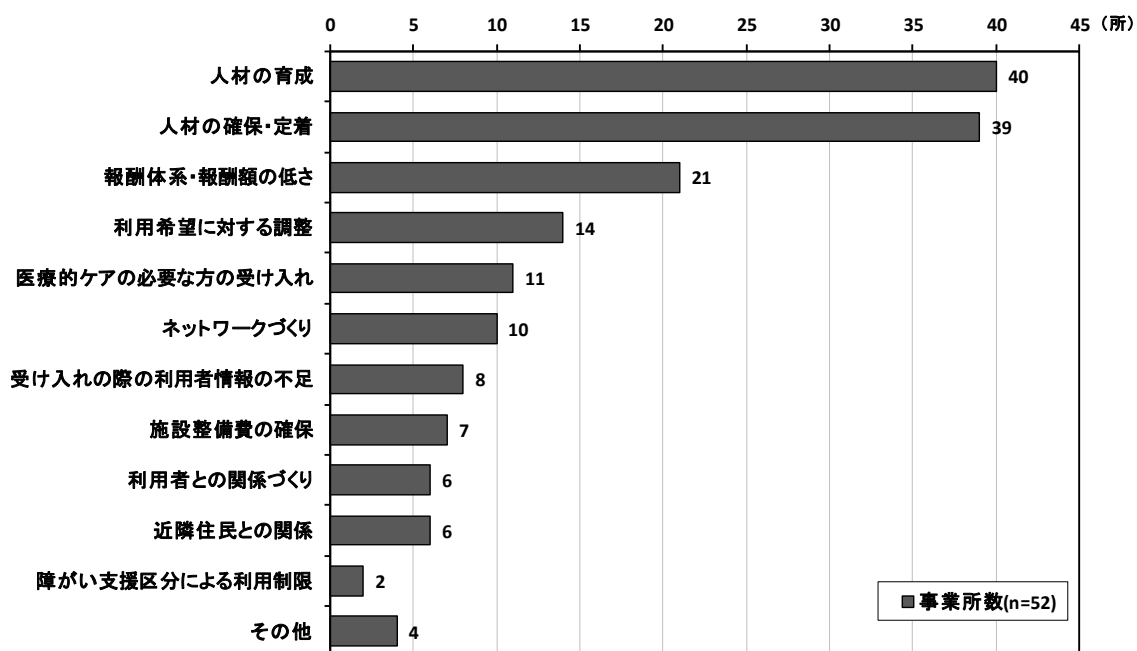
障がい者関連団体は12団体から回答がありました。

1 事業所へのアンケート調査

(1) サービス提供事業所等調査

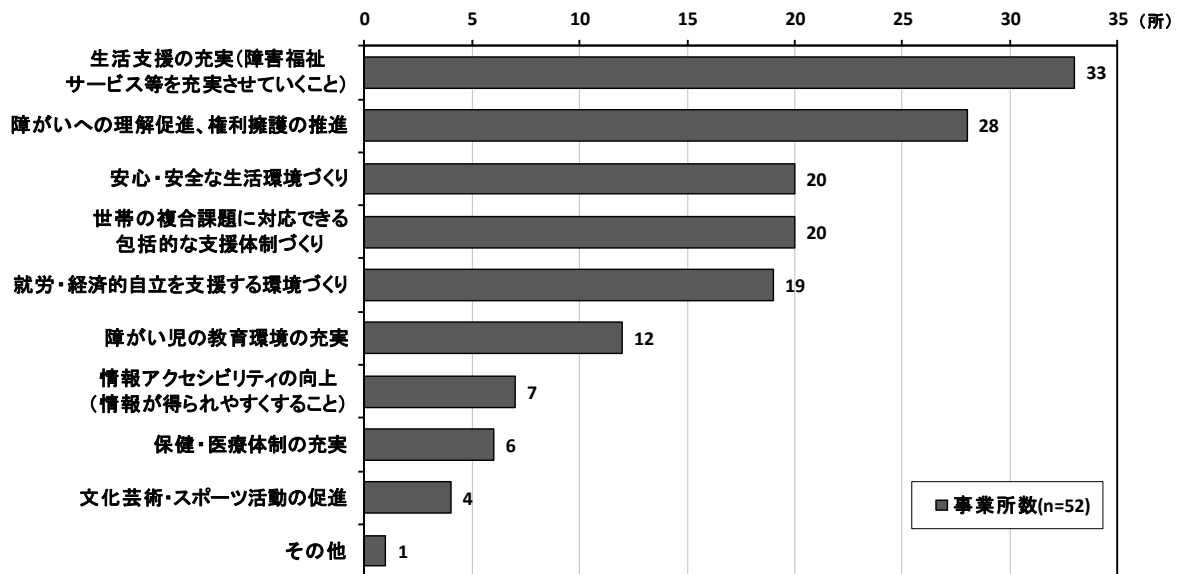
■ 事業所の運営上の課題 ■

「人材の育成」と「人材の確保・定着」が圧倒的に多く、運営に苦慮している実態がわかります。続いて「報酬体系・報酬額の低さ」、「利用希望に対する調整」、「医療的ケアの必要な方の受け入れ」、「ネットワークづくり」などが多くなっています。



■ 特に力を入れていくべき分野 ■

「生活支援の充実（障がい福祉サービス等を充実させていくこと）」を筆頭に、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「安心・安全な生活環境づくり」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」、「就労・経済的自立を支援する環境づくり」などが多くあげられています。



アンケートの自由記述欄には、次のようなものがありました。

【サービスの質・量の確保に向けた課題等】

- 医療的ケアについて、看護師の確保が困難なため、看護師以外の職員が実施できる体制の整備
- サービスの質・量の確保のための効率的な情報収集策の検討
- 利用児童の年齢が上がることによるニーズの変化に対応したサービスの質の向上
- 研修等を通じた対象者や保護者のニーズに対応できる人材の育成

【地域やその他の団体・行政との連携に関する課題等】

- 個別サポートの対応についての捉え方の統一
- 地域共生社会の実現に向けた、地域活動支援センターの地域や関係団体、行政との連携における具体的な取組の検討
- 地域での日常生活の中での交流促進
- 災害時の応援体制等の連携への取組推進のための情報発信等、開かれた施設づくり
- 多様なニーズの利用者のため、専門性の高い支援が必要になった場合の難しい事例に対処した技術の蓄積

【障がいのある人の一般就労について】

- 一般就労を体験する機会を定期的に確保できる体制づくり
- 一般就労に就いた後のフォローアップ体制の充実

- 個々の障がい特性、雇用に向けての基礎的な知識、スキル等を持つ障がい者の就労支援に携わる人材の育成
- 本人の障がいのレベルに合った一般就労内容を本人、就職先が、よく理解した上での雇用促進
- 職場での理解促進と定期的・継続的な相談員の訪問等を通して、障がい者の就労が継続できるような環境づくり
- 就労継続支援B型事業利用者が安心して取り組める職業訓練等の提供
- 企業が求める働き方や人材、福祉サービス事業所が求める働き方に大きな意識の相違があることを踏まえた企業側に対する障がいの理解啓発活動の充実

【障がいのある人とその家族が地域生活を送るにあたっての課題等】

- 障がいのある人と家族等保護者が安心して地域生活を送ることができる障がいへの理解促進
- 家族が責任を担うのではなく、障がい者を社会全体で支え、見守る地域になれるような障がい者に寄り添った支援施策の充実
- 家族等保護者の高齢化や病気等の非常時に対応したサービスの選択肢や必要な準備の周知と備えの啓発
- 障がいのある方を支えるご家族の理解とサポートを支える地域や社会での理解促進や啓発活動の継続及び生活支援施策の充実

【障がいのある人の地域生活について】

- 安心して地域生活をおくることができるよう緊急時の対応等を行うシステムの構築
- 「親なき後」への備えを含めて活用できる制度の理解促進や、質の高いサービスを持続的に活用できる環境整備
- 事業所の連携を通して、個々の障がい者に応じた適切なサービス提供体制の充実
- 単身生活者や高齢者の親や兄弟を介護する保護者のケースに対応した日常生活上の支援や地域を含めた社会生活上の支援の現状の把握
- 障がいのある方が地域で生活する場合、家族の健康、家族以外に介助者がいることや、周りの理解が必要

【精神障がいのある人へのサービス提供における具体的な課題】

- 主体的に問題を解決できるための障がい者自身の力の保持
- ピアサポート活動の充実のためのピアサポーターの研修・養成
- 職場以外で話せる場の提供や、相談できる場の充実
- 医療との連携や服薬サポートの充実
- 個別と集団の中での支援の在り方について理解を深めるため、医療機関との連携・相談先の確保等の充実

【障がいのある子どもの支援に関する意見等】

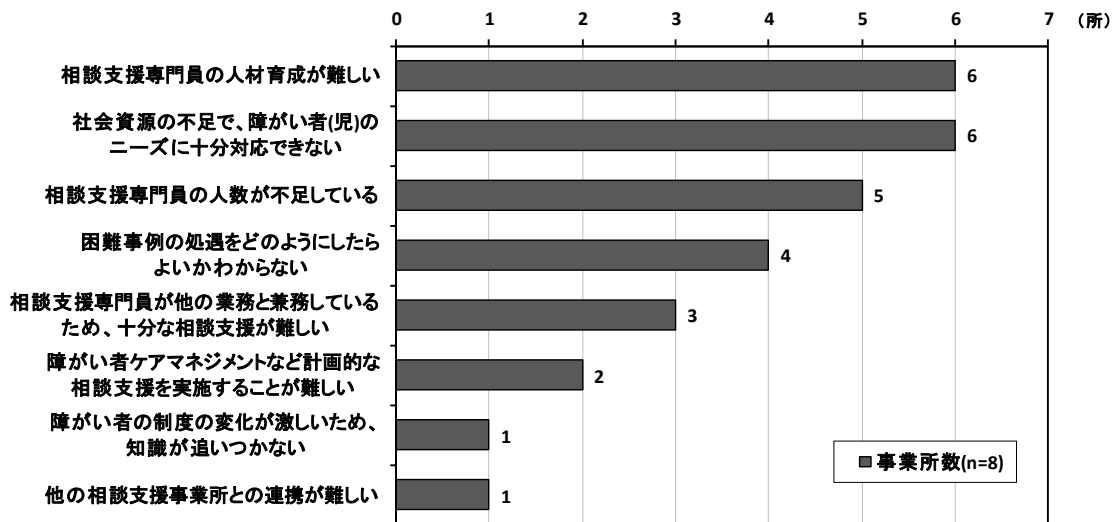
- 身近に気軽に相談できる場所があればいいのではないか
- 保護者が子どもの特性に応じた対応ができるように、保護者が療育に参加できる時間が少しでも取れるとよいのではないか

- 個々の特性や発達状況、困りごとに合わせた関わり方に対して、できることや潜在的な力を引き出す等、支援する側の対応の工夫
- 子どものころからの療育が大切
- 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援と、ライフステージの各段階に応じた関係機関との連携の充実
- 子どもの支援は家族を含めての支援になる。同じような障がいを抱える子供や保護者の交流、情報交換の場など、横のつながりの充実

(2) 相談支援事業所調査

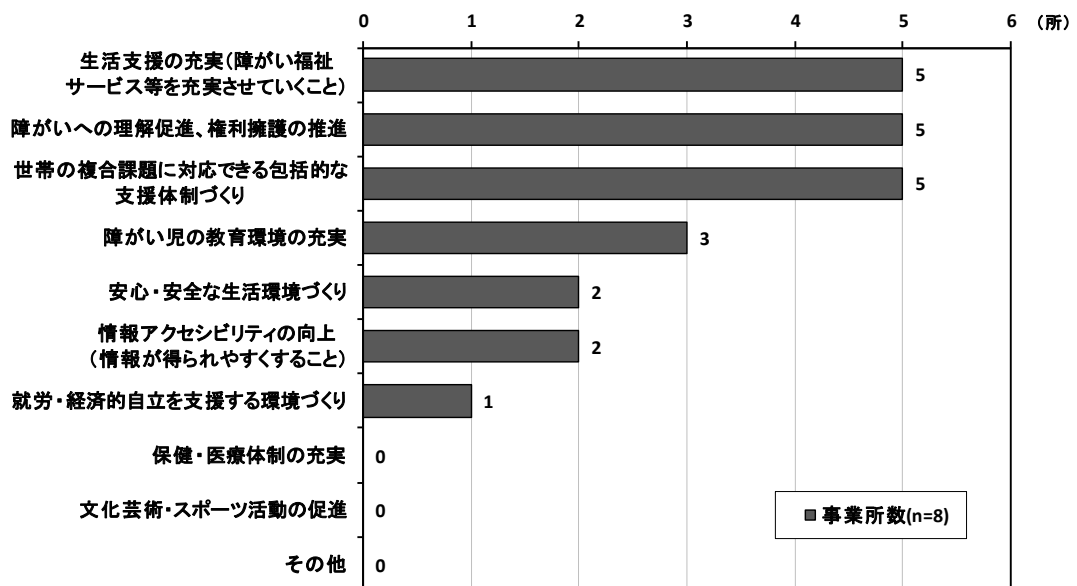
■ 相談内容等による新居浜市の課題 ■

相談内容等による新居浜市の課題としては、「相談支援専門員の人材育成が難しい」や「社会資源の不足で、障がい者（児）のニーズに十分対応できない」、「相談支援専門員の人数が不足している」が多くなっています。



■ 今後の障がい者施策について ■

今後の障がい者施策については、「生活支援の充実（障害福祉サービス等を充実させていくこと）」、「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」等が多くあげられています。



その他の施策についての具体的意見としては、次のようなものがありました。

【障がいのある人に対する地域の理解について】

- 障がいがある人の生活を知る機会や関りがあまりないことを踏まえた継続的な理解促進、啓発の推進

【相談内容のうち、今後の障がい者施策に反映してほしい相談や事例】

- 移動支援に対する身体障がい者の利用緩和の促進
- 夜間の緊急時の見守りに対応できるサービスの検討
- エアマットや段差解消スロープに対する支給額、紙オムツの支給対象等、日常生活用具給付制度の令和の生活に見合ったものへの対応
- グループホームの行動援護時間数の充実
- 介護保険制度移行時の円滑に制度移行が進められる体制整備
- 公営住宅の障がい者優先入居体制の検討
- 対象児童が通っている通所サービスにレスパイト的なニーズをかなえられる機能の充実
- 障がい児のニーズとマッチする計画案作成のためのガイドライン等の検討
- 児童のショートステイ及びレスパイトの受け入れについて可能な事業所の増加

【障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくために必要な支援】

- 自宅や学校、放課後等デイサービス等での自分でできる多様な生活スキルの習得
- 相談員の確保や相談支援事業所の増加への対応
- 周囲の理解
- 緊急時のシェルターのような場の確保
- だれでも利用できる宿泊施設(外泊体験ができる場も含めて)の確保
- 金銭管理等の生活支援の確保
- 生活拠点の確保

【施設や病院に入所・入院している障がいのある人が退所・退院して地域で暮らしていけるような受け入れ体制で、整っている点と整っていない点】

(整っている点)

- 他市町と比較した時の社会資源の多さ
- 退院後に利用できるサービスの種類
- 入院中に、退院後の生活準備のために使えるサービス(短期入所等)
- 地域移行支援を活用した医療機関との協働
- 地域移行支援制度等、公的な支援制度

(整っていない点)

- 施設入所の順番待ちの多さ
- ヘルパー等マンパワーの確保の難しさ
- サービス利用の空きが無い等希望するサービス需要と提供のミスマッチ
- 住居の確保(保証人制度、公営住宅の優先入居制度)
- 居住施設(グループホーム)の必要性についての検証

【福祉施設（就労系事務所）から、一般就労への移行についての相談内容】

- 福祉就労から一般就労（障がい者雇用）への移行希望
- 無年金、少額年金等将来への不安のための就労希望
- 相談者自身に合った働き方
- 障がい者雇用での採用相談

【障がいのある人の一般就労に対する支援】

- 障がい者の受け入れ企業の量的拡大
- 一緒に働く従業員に対する障がいへの理解が得られるような研修会の実施
- 障がい者の就労及び就労環境整備への支援
- 特性理解を深めるケア会議等の実施、就労後の安定を図るためのサポートとしての定期面談、企業との調整、理解促進の働きかけ
- 企業側の専門的なサポーターの配置

【発達障がいがある人への支援】

- フリースクールの整備に対する検討（学校に行けなくても一定の要件を満たす場合に、指導要録上出席扱いになる）
- 発達障がいのある方への支援は、同時に障がいのない方に対しても合理的配慮につながって行くことへの理解
- 市民に向けた発達障がいに対する普及啓発活動の推進
- 発達障がい（特にグレーゾーン）児への学校から放課後等デイサービスという支援だけでなく、学童にも行けるような環境整備
- 発達障がいのある方の特性に合わせた包括的な支援

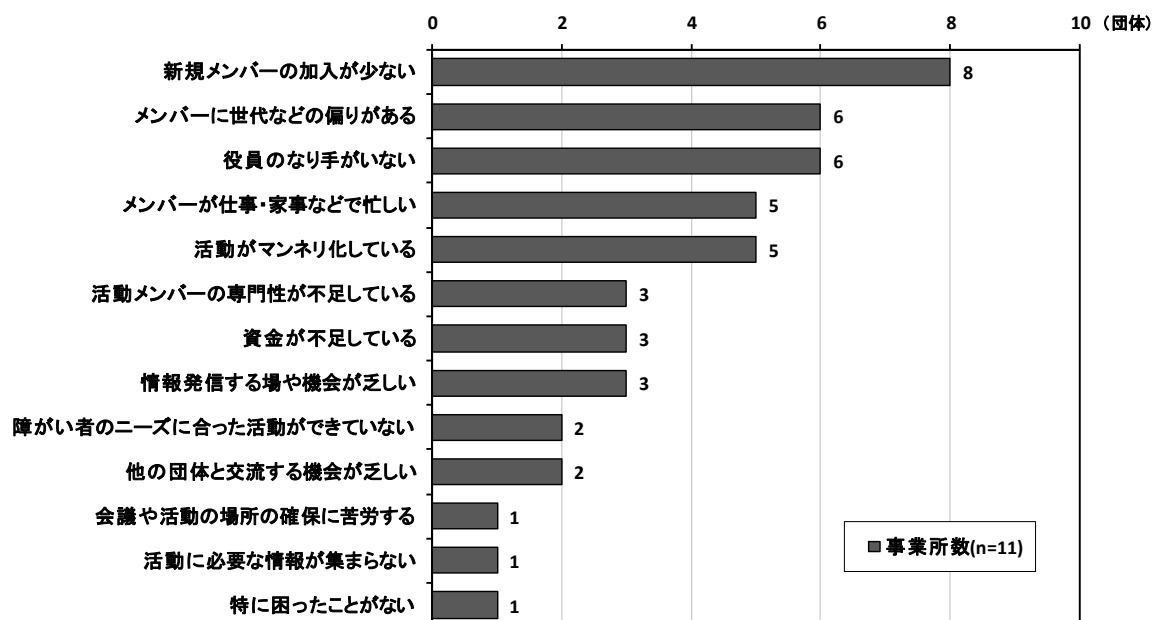
【障がいのある人のために必要なサービスや支援】

- 将来を見通したマンパワーの確保
- 通学や通勤を家族以外がサポートできる支援（巡回バス、送迎サービスなど）
- 基幹センター等、相談の総まとめ役を担える場の整備
- 子ども、高齢者分野等スムーズに協働できる支援体制の整備
- 障がい者の日中活動、社会参加できる場（障害福祉サービス以外）の確保
- 強度行動障がいのある方の日中活動や居住への支援強化
- サービスを提供する事業所、支援者にゆとりが生まれるような支援

2 関係団体調査

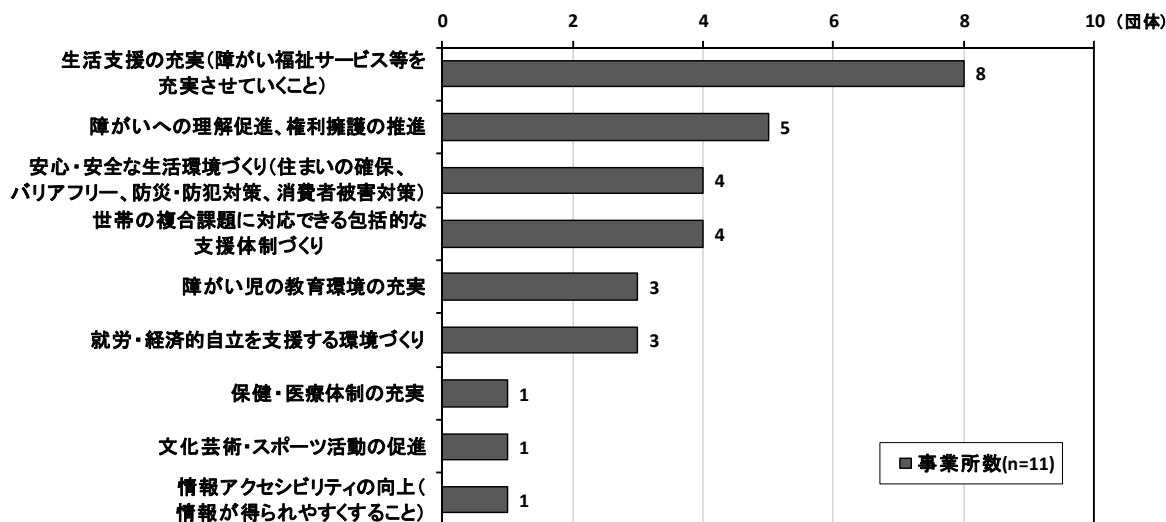
■ 団体の活動上の課題・問題点 ■

団体の活動上の課題・問題点としては、「新規メンバーの加入が少ない」が最も多く、「メンバーに世代などの偏りがある」、「役員のなり手がいない」などが多くなっています。



■ 障がい者施策の中で、特に力を入れていくべき分野 ■

こうした活動上の問題・課題がある中で、特に力を入れていくべき障がい者施策の分野としては、「生活支援の充実（障害福祉サービス等を充実させていくこと）」が最も多く、次いで「障がいへの理解促進、権利擁護の推進」、「安心・安全な生活環境づくり（住まいの確保、バリアフリー、防災・防犯対策、消費者被害対策）」、「世帯の複合課題に対応できる包括的な支援体制づくり」が多くなっています。



各障がい者団体からいただいたご意見には、次のようなものがありました。

【現在の活動上の課題・問題点について】

- 会員の高齢化、重度化への対応
- ワンストップで相談できる専門知識のある場所が身近にあればよい

【施設入所者等の地域生活への移行について整っていない点について】

- 24時間対応の窓口やグループホームの確保

【障がいのある人の一般就労に対する支援について】

- 一般就労に向けて身につけておいたら良いことや、どう伝えたら必要な支援を受けられるのか発信方法の支援
- 保護者は本人にとって何をすることが幸せでそのために必要なことは何かを把握し、学ぶ機会が必要
- 定期的に専門の方のサポートを受けつつ、一緒に働いている人の理解とサポート

【相談支援事業の充実のための取組について】

- 担当できる相談支援員の増員及び相談事業所間の連携の充実
- 利用している事業所スタッフや相談支援員による定期的なケース会議の開催
- 障がい者団体等の支援事業の内容がわかる冊子等、配布の検討
- 悩みを身近に気楽に相談できる場所や介護保険のケアマネのような人材の確保

【障がい者（児）が地域で安心して生活を送っていくためのサービスについて】

- 小・中学校の授業における精神障がい者に対する正しい知識の普及促進
- 障がい者（児）が単独で行動する時の移動手段の充実
- 生活介護、ショートステイ、ヘルパーの充実
- 訪問医療との連携
- 障がい者（児）がいても働ける環境等、介護者への支援
- 障がい者（児）のサロン、相談会の回数等の充実
- 隙間なくその時必要な支援が受けられるような福祉サービスの検討
- 障がい者本人の特性を理解し生活できる場所、グループホーム等の居住場所
- 障がい特性を理解し、支援してもらえる訪問事業所における人材育成

